

うなぎ稚魚漁業の許認可方針（素案）の概要

1. 背景

現在、全長 20 センチメートル以下のうなぎを増養殖用種苗の供給のために採捕する場合は、大阪府漁業調整規則（以下「規則」という。）第 42 条第 1 項に基づき、知事による特別採捕の許可を受ける必要があります。

令和 2 年 12 月 1 日付けで漁業法（以下「法」という。）関係法令が改正され、あわび、なまこ及びうなぎの稚魚の 3 種が法第 132 条第 1 項に基づく特定水産動植物（何人も原則として採捕してはならない種）に指定され、うなぎの稚魚については令和 5 年 12 月 1 日から適用されることから、同日以降にうなぎの稚魚を採捕する場合は、特別採捕許可ではなく、新たに運用を開始する規則第 4 条第 1 項第 1 号に基づく知事によるうなぎ稚魚漁業の許可を受けなければなりません。

ついては、令和 5 年 12 月 1 日以降にうなぎ稚魚漁業を営もうとする者に対し、知事が漁業の許可を行う場合の審査基準として、うなぎ稚魚漁業の許認可方針を制定するものです。

2. 許認可方針の内容

許認可方針には、以下の内容を記載しています。

- ・ 総則
- ・ 許可の定義
- ・ 許可の申請様式
- ・ 新規の許可等
- ・ 許可等の条件
- ・ 変更の許可申請
- ・ 各種届出
- ・ 資源管理の状況等の報告 等

3. スケジュール

令和 5 年

7 月初旬：府民意見等の募集（パブリックコメント）

8 月初旬：大阪海区漁業調整委員会への諮問

8 月下旬：うなぎ稚魚漁業の許認可方針の公布

12 月 1 日：うなぎ稚魚漁業の許認可方針の施行、申請の受付開始